

## 第2編 災害予防計画

- 第1章 地震・津波災害予防計画
- 第2章 共通の災害予防計画



# 第1章 地震・津波災害予防計画

## 第1節 災害予防計画の基本方針（総務部）

市において、地震・津波災害に対して住民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくりのための計画」、「地震・津波に強い人づくりのための計画」及び「地震・津波災害応急対策活動の準備」の3つに大別できる。

### 第1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指導等
- 2 都市基盤施設の整備
- 3 建築物・構造物等の対策
- 4 危険物施設等の対策
- 5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 6 防災研究の推進

### 第2 地震・津波に強い人づくり

防災機関職員や住民・事業者の防災意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 防災訓練計画
- 2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- 3 自主防災組織育成計画
- 4 消防職員等の増員
- 5 企業防災の促進
- 6 地区防災計画の普及等

### 第3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 初動体制の強化
- 2 活動体制の強化
- 3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- 4 消防防災ヘリコプターの整備の検討
- 5 災害ボランティア活動環境の整備
- 6 要配慮者の安全確保
- 7 観光客・旅行者・外国人等の安全確保
- 8 津波避難体制等の整備

## 第2節 地震・津波に強いまちづくり

避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

### 第1 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指導等（建設部・市民経済部・上下水道局）

#### 1 地盤災害防止

地震災害を念頭にした市内の市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

また、近年大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

##### (1) 補強対策の実施

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

##### (2) 地盤改良の徹底

今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良の徹底を行う。

##### (3) 技術的対応方法の周知

将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。

##### (4) 法令遵守の徹底

阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

#### 2 河川災害防止事業

##### (1) 現況

通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

##### (2) 計画

ア 護岸の嵩上げ

今後の地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要である。

このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。

イ 消火、生活用水として確保

河川の水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

### 3 道路施設整備事業

(1) 現況

道路は、住民の生活と産業の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、災害に強い道路網の整備を計画的に推進しているところである。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強対策を実施する。

ア 道路

道路機能を確保するため、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等の対策工事を行う。

イ 橋りょう

橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについては、耐震対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点へのアクセス道路との間を多重かつ有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与する。

(4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(5) 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(6) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

#### 4 漁港整備事業

##### (1) 現況

漁港の防災対策は、台風・高潮対策を重点にその施設整備を実施してきた。

##### (2) 漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点漁港とそれを補完する漁港において、耐震強化岸壁、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するとともに、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

#### 5 農地防災事業の促進

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川等の決壊や津波による浸水等の二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

#### 6 上水道施設災害予防対策

##### (1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

市における水道施設の新設、拡張、改良に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行う。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、昭和55年1月）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、平成7年8月）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、「厚生省災害対策マニュアル」（平成7年9月1日）を参考に、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

##### (2) 広域応援体制の整備

地震・津波による施設被害が発生した場合の円滑な応急給水を実施するため、水道事業者及び水道用水供給事業者間の広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検する。

#### 7 下水道施設災害予防対策

地震・津波による下水道施設の被害を軽減し、被災した場合にも速やかに排水を再開するため、下水道施設の施工に当たり十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

## 8 高圧ガス災害予防対策

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

## 9 通信施設災害予防計画

第2章第11節第1「通信施設災害の予防」を準用する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

## 10 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

第2章第11節第2「通信・放送設備の優先利用等」を準用する。

# 第2 都市基盤施設の整備（建設部・消防本部・上下水道局）

---

## 1 防災対策に係る土地利用の推進

### (1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

#### ア 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により安全な市街地の形成を図る。

#### イ 市街地の再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市機能の更新を図り、地域の防災活動の拠点整備を図る。

#### ウ 新規開発に伴う指導・誘導



新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

(2) 防災的土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

市が施行している土地区画整理事業については、事業実施中の地区の完成を急ぐ。

イ 市街地再開発事業

都市防災、公共施設の緊急な整備の必要と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市再開発を推進する。

また、事業推進のため施行者に対して、技術面等において指導を行うことにより、事業意欲の育成を図る。

ウ 新規開発に伴う指導・誘導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導・規制等を計画的に行う。

## 2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市においては、都市の防災構造化を進めるため、防災構造上重要な都市基盤施設の整備や、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充する。

また、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路、公園、河川・砂防施設、漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

なお、その他の地域については、必要に応じて事業計画を定める。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。また、道路沿いの樹木についても、倒木による通行の妨げ防止のため、事前伐採等を実施して、リスク低減を図る。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地や一時避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

### 3 火災に強いまちの形成

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難地域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な地域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成し、安全な防災都市の創出を誘導する。

エ その他の地震火災防止のための事業

消火栓の被害を想定した消防水利・耐震性防火貯水槽等を計画的に整備するとともに、災害発生時の災害対策活動拠点をしてふさわしい安全性・利便性を備え

た区域に防火拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 市営住宅の不燃化推進

市営住宅については、立地場所の地域特性、火災・延焼の危険度・老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等の消防水利の整備を推進する。

#### 4 津波に強いまちの形成

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に立地する施設に対する被害軽減、そこに従事する者等の安全確保の観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた緊急避難場所・避難所の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (4) 県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県との連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した緊急避難場所の計画的整備、民間施設の活用による緊急避難場所の確保及び建築物や公共施設の耐浪化等、津波に強いまちの形成を図る。
- (9) 社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3 建築物・構造物等の対策（建設部・各公共施設管理者）

---

#### 1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

##### (1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、「供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動」と「発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動」の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上記の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

##### (2) 建築物の耐震化の促進

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

市は、耐震化の促進に当たり、それぞれ耐震化の具体的な数値目標の設定を含めた耐震改修促進計画を定めており、その計画を推進する。

## 2 公共施設及び公用施設の耐震性確保

### (1) 公共施設及び公用施設に関する事業の基本方針

市、消防の施設をはじめ、医療機関、学校や公民館等の緊急避難場所・避難所、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。

### (2) 公共施設及び公用施設に関する事業の実施

市は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るもの又は耐震性が十分でない認められるものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修・改築の推進に努める。

特に、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

なお、市は、所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

## 3 一般建築物の耐震性確保

### (1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、商店、ホテル、旅館等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

さらに、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事等の対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

### (2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設においては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や講習会の実施、さらに専門家の診断、自己点検を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

また、がけ地近接等の危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

#### 4 ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

市においては、台風による強風対策としてブロック塀や石垣が多数設置されている。それらの倒壊による被害を防止するため、市は、ブロック塀等の倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

---

#### 第4 危険物施設等の対策（消防本部）

---

##### 1 危険物災害予防計画

第2章第8節第1「危険物災害予防計画」を準用する。

##### 2 毒物劇物災害予防計画

第2章第8節第2「毒物劇物災害予防計画」を準用する。

##### 3 火薬類災害予防計画

第2章第13節「火薬類災害予防計画」を準用する。

---

#### 第5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進（全部署）

---

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県防災計画及び市防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県に対して以下の意向を伝え、事業の具体化を図る。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設
- (12) 非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (15) その他

## 第6 防災研究の推進（総務部・消防本部）

---

市が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。

### 1 防災研究の目的・内容

沖縄県の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国や大学等が行う調査研究の成果や既往の被災事例を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害について資料収集、被災原因の分析を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、市防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、災害時における住民等の行動形態や情報伝達、住民生活への支援方策に関する研究を推進する。

### 2 防災研究の実施体制

県や大学等の研究機関と連携して、防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

## 第3節 地震・津波に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

### 第1 防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）

地震・津波災害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、防災機関及び住民等が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施する。

なお、防災訓練一般については、第2章第23節「防災訓練計画」を基本とする。

#### 1 防災訓練の基本方針

今後の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練  
訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。
- (2) 地域防災計画等の検証  
本市や県の地域防災計画等の問題点・課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。
- (3) 訓練内容の具体化  
訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、①目的、②内容、③方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。
- (4) 多様な主体の参加  
住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業者等が参加するように努める。  
また、男女のニーズへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

#### 2 個別防災訓練の実施

市は、県及び防災機関と協力して、防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に



応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び主な訓練目標の設定例は、以下のとおりである。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練、物資集積拠点における集配訓練
- (5) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (6) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

### 3 総合防災訓練の実施

総合防災訓練については、第2章第23節「防災訓練計画」を準用する。

### 4 防災訓練の成果の点検

訓練終了後に、訓練の成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

### 5 地域防災訓練等の促進

市内の地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

## 第2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（総務部・建設部・消防本部・教育委員会）

地震・津波災害を念頭においた市及び関係機関の職員並びに住民等に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施する。

### 1 防災思想の普及・啓発

宜野湾市地域防災計画の概要や地震・津波の知識並びに地震災害時の心得等について広報し、常に住民等の理解と認識を深めるように努める。

「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や以下の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- (1) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主によ

る家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

- (2) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急避難場所・避難所での行動
- (3) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (4) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (5) 地域の防災訓練等、自発的な防災活動への参加

防災知識の普及・啓発に当たっては、市ホームページ、広報紙等の他、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

- (6) 津波フラッグの普及

海水浴場における津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、津波フラッグの普及啓発を図る。

## 2 個別防災教育の推進

市は、地域住民や災害対策関係職員の地震・津波災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、おおむね以下による防災知識の徹底を図る。

- (1) 防災研修会  
災害対策関係法令等の説明、実習等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震・津波災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。
- (2) 防災講習会  
受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等の科学的、専門的知識の習得を図る。
- (3) 防火管理者教育  
消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施する。
- (4) 学校教育、社会教育  
幼稚園、小・中学校、高等学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の社会教育は、その属性等を考慮してそれぞれ実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害発生の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。  
また、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用でき

る地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

さらに、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

なお、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

### 3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存するとともに、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、住民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

## 第3 自主防災組織育成計画（総務部・消防本部）

第2章第24節「自主防災組織育成」を準用する。

なお、津波災害においては、津波到達時間が短い場合は、自主防災組織が機能しない可能性が高いため、津波についての知識の普及を図り、予め自主防災組織ができ得る最小限の避難活動を想定しておく。

## 第4 消防職員等の増員（消防本部）

### 1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。しかしながら、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況にあることから、県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。

### 2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署

や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。しかしながら、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県と連携して、以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。

- (1) 市消防団定数条例の引き上げ、救助資機材等の積極的活用
- (2) 住民への消防団活動の広報
- (3) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (4) 消防団員の候補者となりうる住民や学生、企業就業者への研修

## 第5 企業防災の促進

---

### 1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 2 防災活動に取り組む企業への支援

市は県と連携して、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第6 地区防災計画の普及等

---

### 1 地区防災計画の位置づけ

市内の一定の地区内の居住者及び事業者等が、災害対策基本法第42条の2の規程に基づき、防災活動、訓練、備蓄等の地区防災計画を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計

画を市地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 2 地区防災計画の普及

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

## 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備（全部署）

市は、地震に強いまちづくり、人づくりと同時に、災害対策本部・災害警戒本部や初動段階の職員参集基準等を事前整備するとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進する。

また、宜野湾市防災会議は、市防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1章 災害 応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す 事前の措置を適宜推進していく。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市町村は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

### 第1 初動体制の強化

突然発生する災害に市や防災関係機関等が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

#### 1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

##### (1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できるよう、職員はもちろん家庭にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

##### (2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震発生時、いち早く市災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、市災害対策本部要員の確保を図るため、市災害対策本部長をはじめ市災害対策本部の主要職員に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を順次整える。

##### (3) 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難であるため、勤務時間の内外を問わず、常に対応できるよう消防本部と連携し、初動体制の確保を図る。

##### (4) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室の安全確保を徹底する。

#### 2 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に市災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震性の確保等

庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に市災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備（72時間～1週間分）、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰でも手際よく市災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

### 3 災害情報の収集・伝達体制の充実

必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後に素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

(1) 情報通信機器等の充実

(2) 通信設備等の不足時の備え（各電気通信事業者との協力協定等の締結）

(3) 連絡体制等の確保（連絡手段・窓口、役割分担、勤務時間外の対応体制等）

### 4 情報分析体制の充実

県との連携のもと、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

### 5 災害対策実施方針の備え

県との連携のもと、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

### 6 複合災害への備え

県及び防災関係機関との連携のもと、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

## 第2 活動体制の強化

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

## 1 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、市誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

### (2) 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は、市の防災業務の要の職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発災初期において、積極的な応急対策活動が求められる。

これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

#### ア 防災研修会等への職員の派遣

国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）に積極的に職員を派遣する。

#### イ 意見交換会の開催

災害を体験した都道府県及び市町村への視察、意見交換会の開催等を行う。

### (3) 民間等の人材確保

応急対策全般への対応力を高めるため、県との連携のもと、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施においては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進する。

なお、津波災害を想定して、沿岸地域においては、できるだけ高台や建物の高い場所に物資、資機材が確保できるよう配慮するものとする。

なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整



備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実に努めるとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を、災害発生直前の価格で調達できる体制を整える。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達できる体制を確立し、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び緊急避難場所や避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、飲料水、被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発

イ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

ウ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置促進等による飲料水の確保

エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

オ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

カ 給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

市有車両については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるように平常時から連携を図る。

イ 船舶の確保

海上保安庁巡視船舶、自衛隊保有船舶、漁船等については、応援要請の方法等について、事前協議を図る。

#### ウ 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在沖米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続等について、平常時から連携を図り整備する。

### 3 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。以下の対策を講じることにより応援体制の強化を図る。

#### (1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実にできる体制を強化するため、市は、県と協力し、近隣市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。

また、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように、必要な準備を実施しておく。

#### (2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるよう、市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

#### (3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講ずる。

##### ア 活動拠点等の整備

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

##### イ ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社沖縄県支部や宜野湾市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### (4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市営施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップ、関係機関と情報を共有しておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

#### (5) 自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在沖米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等に係る協定に基づき訓練等を実施し、協力体制を充実・強化する。

(7) 応援・受援の備え

災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、県及び防災関係機関と連携して応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

#### 4 交通確保・緊急輸送体制の充実

第2章第20節「交通確保・緊急輸送計画」を準用する。

#### 5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを設置し、今後、その活動が円滑になされるようプレスルームの設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネット等を通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター、フェイスブック等の新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、市及び県からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に情報を伝達できるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

#### 6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点とは、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には緊急避難場所や避難所、災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。

## 7 市としての事業継続性の確保

地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

## 第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

---

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じる。

なお、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施し

ていく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していく。

ア 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、商店主等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 高齢者、障がい者等の要配慮者のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある市立施設の緊急避難場所・避難所の指定

オ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検、改修促進及びマップの作成

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市としては以下の対策を推進する。

ア 宜野湾市消防本部、県、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

イ 県に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の借用要請

(5) 緊急医療対策の充実

大規模な地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、行政機関と医師会等の医療関係者の連携の下に協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、市は以下の対策を推進する。

ア 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、以下の項目とする。

ア 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

イ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

ウ 災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用

燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備。

(6) 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、市としては以下の対策を推進する。

- ア 宜野湾市消防本部、消防団との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
- ウ 自主防災組織に対する初期消火用資機材の補助
- エ 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用
- オ 防災管理制度に基づき、大規模な建築物等の管理を行う防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

(7) 建築物及び宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

## 2 大規模停電への備え

- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間～1週間の事業継続が可能となる非常用電源とその燃料を確保するよう努めるものとする。
- (2) 市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

## 3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するため、以下の点に留意し、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室、簡易ベッド、車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、備蓄倉庫の整備

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

防災マップ等には、指定避難所の場所、収容人数等について記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

備蓄については、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(3) 福祉避難所のリストアップ

一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受入れる介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定しておく。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 災害時福祉支援体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。

(5) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関が備蓄する食料、飲料水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料、飲料水、生活必需品を各々において備蓄するよう普及・啓発を行う。

(6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(7) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(8) 教育対策に関する事前措置

災害発生時に、教育対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(9) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と、市との連絡・連携体制の構築に努める。

(10) 広域一時滞在等の事前措置



大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、県と連携して事前措置の実施に努める。

(11) 家屋被害調査の迅速化

家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(12) 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(13) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

## 第4 消防防災ヘリコプターの整備の検討

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動、負傷者の搬送等を迅速に行う必要が生じるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、市においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、県と連携を図ることを検討する。また、災害時におけるヘリコプター利用方法等（ドクターヘリを含む）について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等を迅速・的確に行うことができる。

### 1 被害情報の収集

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接市災害対策本部に電送する。

### 2 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

### 3 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

### 4 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

## 第5 災害ボランティア活動環境の整備

---

第2章第25節「災害ボランティア活動環境の整備」を準用する。

## 第6 要配慮者の安全確保（福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部）

---

第2章第21節「要配慮者の安全確保」を準用する。

津波災害を想定した場合、迅速な避難行動が求められるが、要配慮者は、避難が遅れることが想定されるため、以下の項目の強化を図る。

- (1) 沿岸地域の要配慮者の把握
- (2) 要配慮者ごとの適切な津波避難方法の確立、周知
- (3) 沿岸地域の自治会、福祉団体、企業等が連携して要配慮者の避難支援を行うネットワークの構築
- (4) 津波避難訓練の実施、評価

## 第7 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

---

第2章第21節第4「観光客・旅行者の安全確保」及び第5「外国人の安全確保」を準用する他、以下の安全確保対策を推進する。

- (1) 津波避難対策の充実  
津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や緊急避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。
- (2) 観光関連施設の耐震化促進  
県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

## 第8 津波避難体制等の整備（総務部・消防本部）

---

沖縄県は、大小多くの島々で構成され、過去には津波による大きな被害を受けた地域も存在する。住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する。

### 1 津波避難計画の策定・推進

- (1) 市

市は、独自で定める避難指針や、県が策定する津波避難計画策定指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を参考に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定する。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 県

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づいて策定した津波避難計画策定指針を、市町村や住民等に周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項に関する指針等について定めている。

- ア 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- イ 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- ウ 避難困難地区・人口等
- エ 避難場所（収容対象地区、収容人口含む）、避難路等
- オ 職員の参集基準等の初動体制
- カ 避難指示等の発令基準、津波警報・避難情報の伝達内容及び手段等
- キ 津波対策の教育・啓発
- ク 避難訓練
- ケ 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策及び避難行動要支援者の避難対策、その他留意すべき事項

(3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(4) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難地域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員等、津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時

間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

## 2 津波危険に関する啓発

- (1) 市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。
  - ア 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性を含む）の周知
  - イ 津波危険への対処方法（適切な避難場所、避難路の周知、津波警報等の意味及び精度、移動手手段、率先行動等を含む）
  - ウ 過去の津波災害事例や教訓
  - エ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
- (2) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。
  - ア 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、児童、生徒、園児、保護者を対象とした教育
  - イ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
  - ウ 津波浸水想定区域に立地する施設関係者を対象とした説明会
  - エ 津波浸水想定区域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
  - オ 広報誌
  - カ 防災訓練
  - キ 防災マップ（津波ハザードマップ）の作成・配布
  - ク 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（緊急避難場所や避難所、避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
  - ケ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

## 3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

- (1) 津波浸水想定区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波浸水想定区域及び住家に対して、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。特に、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者等と連携して、防災行政無線施設、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯メール、ワンセグ等様々な伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (2) 監視警戒体制等の整備

市は、津波の危険に対し、津波警報・津波注意報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。
- (3) 避難ルート及び避難ビルの整備
  - ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

本市においては、米軍施設普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧が市の高台に位置しているため、西海岸地域の住民が迅速に高台に避難できるよう基地内避難路に

関する協定を締結している。ただし、避難距離が長いため、より早く高台に到達できるルートを検討する。

イ 避難ルート・緊急避難場所等の案内板・海拔表示板等の設置

ウ 津波避難ビルの整備

津波危険予想区域内及びこれに近接する地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物の活用及び個別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。沿岸地域においてはできるだけ5階建て以上の建物を津波避難ビルとして指定する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

#### 参考資料 2-4 津波一時避難ビル一覧

## 4 危険区域の指定等

県は、津波による危険の著しい区域は、津波災害（特別）警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講じる。

市は、津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

### ■津波災害警戒区域に指定された場合の対策（津波防災地域づくり法）

- 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。
- 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

## 第2章 共通の災害予防計画

本計画では、災害の発生を未然に防止するために、治水事業等による保全、防災に関する教育訓練、災害用食料・物資資材の備蓄整備、気象・水防・消防・救助施設の整備、火災予防、その他の災害への予防対策について定め、その実施を図る。

### 第1節 治水事業（建設部・上下水道局）

市内河川及び海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡視する。  
なお、危険箇所の改修については計画的に実施する。

#### 第1 現況

##### 1 本島全域

本島の地形は、細長い形で中央部を50～100mの山地、又は丘陵地帯が縦走し、35～40度の急傾斜となっている。

なお、島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると200分の1以上の緩勾配となり、その変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下し、ほとんどの河川に堆積する。

また、位置的にも毎年発生する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多くなっている。特に近年河川流域の開発が著しいため流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し浸水被害も増大しつつある。

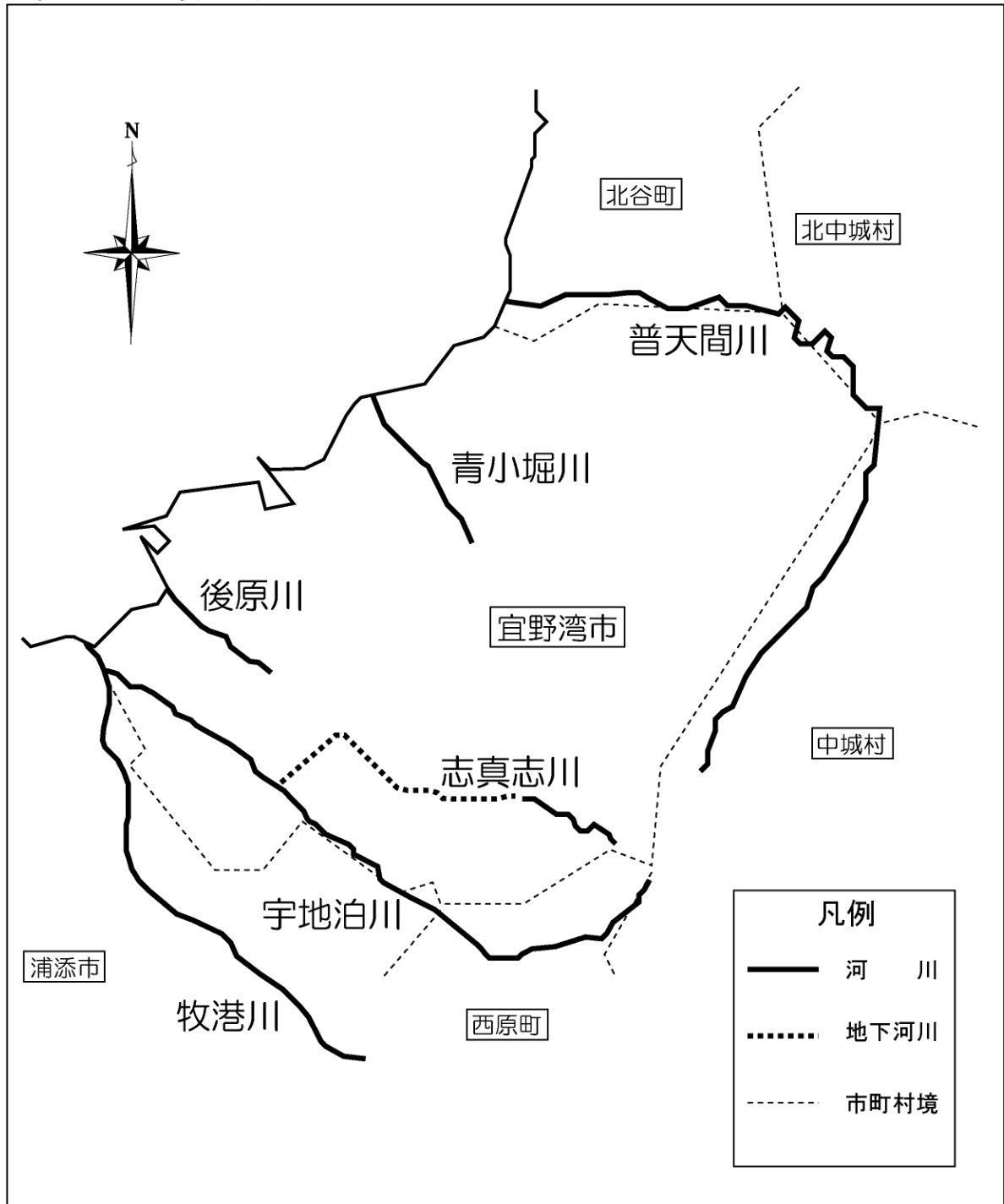
##### 2 市

市周辺の泥岩層（不透水層）は、全体的に北西に傾斜しており、地下に浸透した雨水は、この不透水層に沿って市内中央部の石灰岩層を溶かしながら流れ、伊佐～大山付近で再び地上に現れて湧水になると考えられている。

そのため、市東部の地表流と西部の湧水群は、地下河川でつながっており、普天間基地の地下にはいくつもの鍾乳洞が形成されている。大雨時には、この鍾乳洞に水が流れ込み、浸水する危険性がある。

地表を流れる河川は、浦添市の境を流れる宇地泊川や牧港川、北谷町・北中城村・中城村の境を流れる普天間川、一部が地下河川になっている志真志川や青小堀川等がある。

■市における主要河川図



## 第2 危険区域

本市に係る河川の氾濫が予想される区域は、以下のとおりである。

### ■重要水防区域内で危険と予想される区域(河川) (令和3年4月1日現在)

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長(km)	区域	流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
普天間川	普天間川	4.9	中城村新垣～河口	2.0	北谷町 北中城村 安谷屋 中城村 宜野湾市	溢水	659	21.7	2,470	42.2
牧港川	宇地泊川	2.8	西原町界～河口	1.3	宜野湾市 宇地泊 浦添市	溢水	369	13.1	1,620	30.2

資料：令和3年度 沖縄県水防計画別表1 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

## 第3 浸水想定区域と周知

### 1 浸水想定区域ごとに定める事項

市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに以下の事項について定める。

- (1) 洪水警報などの伝達方法
- (2) 緊急避難場所及び避難路
- (3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (4) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要のあるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

### 2 洪水警報等の伝達方法

市は、名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設等について、所有者又は管理者等に対する洪水警報等の伝達方法を定める。



### 3 住民への周知

- (1) 市長は、上記1～2の事項を記載した印刷物の配布及びその他の必要な措置を講じ、住民に対する周知を図る。
- (2) 市は、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時取るべき行動について普及・啓発を図る。

## 第2節 土砂災害予防計画（建設部）

県は、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の危険が予想される箇所の基礎調査を実施し、調査結果（警戒すべき区域等）を公表する。市は、大雨注意報の発令時又は台風時には巡回して監視する。

### 第1 砂防対策

#### 1 現況

市には、土石流による災害が予想される砂防指定地が1か所ある。

#### ■砂防指定地 （令和4年1月現在）

箇所番号	河川名	溪流名	大字
144	牧港川	宇地泊川	大謝名

資料：沖縄県公開用地図情報システム

#### 2 砂防指定地の定義

砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防堰堤等の砂防設備が必要と判断される土地、又は、一定の行為を禁止、若しくは制限を行う必要がある土地について、国土交通大臣が指定する区域のことをいう。

#### 3 対策

総合的な土石流災害対策については、以下のとおりとする。

- (1) 警戒避難基準の決定  
市は、警戒避難基準を定め、関係住民への周知を図る。
- (2) 警戒避難体制の整備  
市は、危険が予想される砂防指定地における警戒避難体制の整備を推進する。
- (3) 土石流に関する情報の周知  
市は、平常時から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民への周知を図る。

### 第2 急傾斜地崩壊対策

#### 1 現況

市には、急傾斜地崩壊危険箇所が22か所、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が2か所ある。

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

#### 2 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域の定義

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

急傾斜地崩壊危険箇所は、以下の3区分に分けられる。なお、ウの区分については、本市には存在しない。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む。）ある箇所をいう。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所をいう。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所をいう。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定する、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいた区域をいう。

法律による制限のない急傾斜地崩壊危険箇所とは異なる。

### 3 対策

急傾斜地の所有者等が崩壊防止対策を行うことが困難又は不適当な場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、市は、県と協議の上、急傾斜地崩壊防止対策を施行するなど、斜面崩壊から人命を守るための対策を実施する。

## 第3 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる必要がある。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集・伝達方法
- (2) 気象予警報等の発表・伝達方法
- (3) 緊急避難場所及び避難路に関する事項
- (4) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (5) 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地（急傾斜地崩壊等の発生時に、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合）
- (6) 救助に関する事項
- (7) その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

## 第3節 高潮対策（総務部・建設部・消防本部・上下水道局）

### 第1 現況

市の海岸には、以下のとおり、重要水防区域内で高潮による危険が予想される区域(延長)が2,520mある。

#### ■重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸） （令和3年4月1日現在）

沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
琉球諸島沿岸	宜野湾海岸	4,520	宇地泊伊佐地区	2,520	宇地泊伊佐地区	越波	140	18.7	12.7

資料：令和3年度 沖縄県水防計画別表2 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

### 第2 高潮予防対策

市における護岸は、伊佐区より宇地泊区にいたる約4kmに及び、この西海岸地区には、沖縄コンベンションセンター、宜野湾海浜公園や宜野湾港マリーナ、大型商業施設等、多様な施設が集積している。

西海岸地区における人口の増加も著しく、高潮被害を軽減するために、護岸の整備や海岸保全事業の促進、警戒避難体制の整備を図る。

#### 1 護岸整備、海岸保全事業の促進

- (1) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- (2) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- (3) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (4) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (5) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

#### 2 警戒避難体制の整備

津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府他、平成18年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、警戒避難体制を整備する。

- (1) 高潮警報、避難指示等の伝達体制の整備  
 迅速な高潮警報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

(2) 緊急避難場所・避難路等の整備

高潮による危険が予想される地域について、緊急避難場所・避難所、避難路の整備を図る。

また、これら緊急避難場所・避難所、避難路については、平常時から地域住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、地理不案内な者に対しても位置がすぐわかるようにする。

(3) 高潮防災知識の普及啓発

高潮についての危険や避難方法を住民及び船舶等に対し啓発する。

## 第4節 建築物等の災害予防計画

(建設部・各公共施設管理者)

本計画では、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図る。

### 第1 市街地再開発対策

---

市は、市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発を実施する。

### 第2 一般建築物等の耐風及び耐火対策の促進

---

市は、県の窓口となり、一般建築物の不燃化、耐風・耐震化に関する住民等からの相談に応じる。耐風化に関しては、台風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

### 第3 公共建築物の耐風及び耐火対策の促進

---

市所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐震、耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等の災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の耐風対策や耐震補強工事等を優先的に行う。

### 第4 建築物等の適切な維持保全の周知

---

市は、建築物等の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

### 第5 公共建築物等の定期点検及び定期検査

---

市は、公共建築物については、建築設備等の定期的点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

## 第5節 消防力の強化等（消防本部）

火災の発生を未然に防止するための対策は、以下による。

### 第1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

#### 1 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

#### 2 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

#### 3 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防職団員の体制強化を図る。

#### 4 消防施設・設備の整備促進

消防水利、災害用地下タンク、消防車両及び消火資機材等の整備促進を図る。

### 第2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）、住宅用火災警報器及び防火管理体制の査察を行う。

なお、多数の者が出入り・勤務又は居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、避難訓練等を励行させる。

また、火災の多発期を控えた春、秋の火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

#### 1 特定防火対象物に対する査察

##### (1) 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

##### (2) ホテル、娯楽施設

春、夏の行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

##### (3) 店舗等

繁忙期に入る前に消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

##### (4) 危険物等の関係施設（貯蔵所、取扱所、少量危険物貯蔵所）

年間立入検査を通じ、施設の構造や設備取扱要領等、防火管理体制を重点的に査

察する。

施設位置、構造設備、警報設備、危険物の貯蔵・取扱・運搬方法等については、危険物取扱者に対し、危険物規制の政令技術基準どおりの実施を徹底させる。

## 2 一般住宅

火災の多発期を控えた11～12月の秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、住宅用火災警報器の設置状況、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

## 3 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入り又は勤務する学校、ホテル、百貨店・病院、介護施設、工場事業所においては、自衛消防隊の結成指導と消防用設備の取扱指導と訓練実施の促進を図る。

# 第3 消防施設等の整備促進

---

市は、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の整備、海水や河川水等の自然水利の活用、学校プールやため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、情報収集、伝達システムの施設整備に努める。

# 第4 火災発生の未然防止

---

## 1 市長による火災に関する警報

市長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（第3編第2章第2節第1「3 消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

## 2 火の使用制限

市長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、その市の区域内にある者は、市条例で定める火の使用制限に従う。



## 第6節 林野火災予防計画（消防本部）

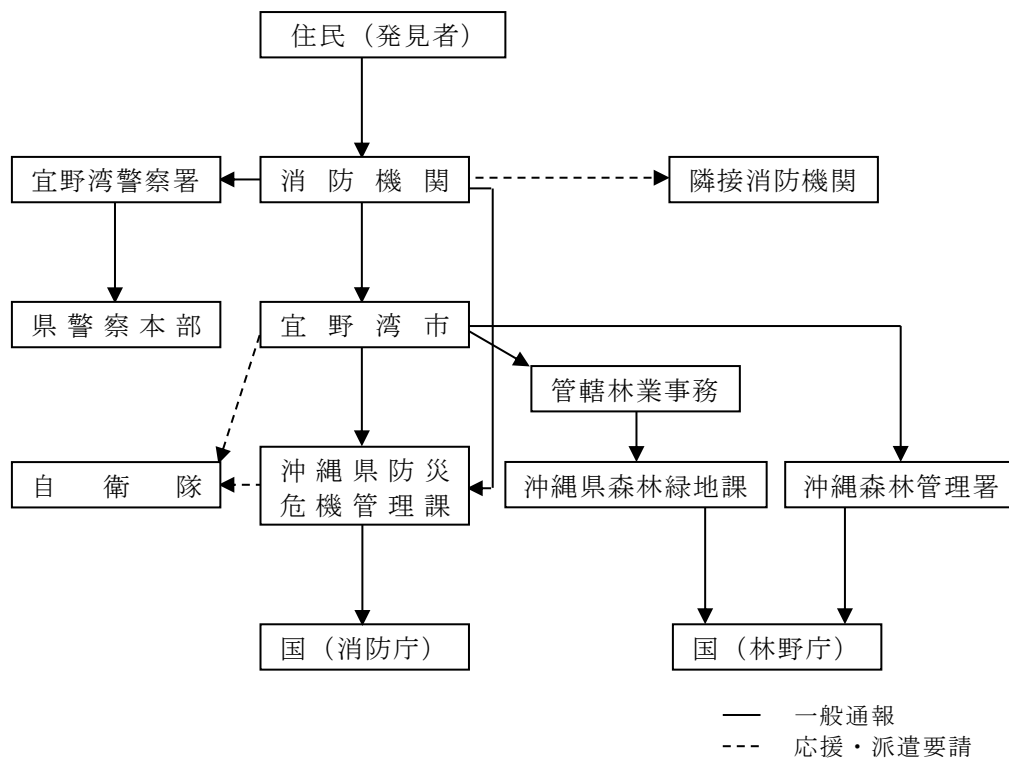
林野火災を予防、警戒及び鎮圧し、火災による災害の拡大防止を図るため、以下の対策を講ずる。

### 第1 林野火災対策の推進

#### 1 通報連絡

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下による。なお、通報連絡はできる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置を明らかにして行う。

##### ■通報連絡系統図



#### 2 市現地災害対策本部の設置

市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは市現地災害対策本部を設置する。

## 第2 出火防止対策

---

### 1 標柱、標板の設置

市は、入山者の注意喚起のため、林野火災防止（山火事防止）の標柱、標板の設置に努める。

### 2 火気取扱いについての指導強化

枯葉等の焼払いに起因する林野火災の多発（特に土日・祝祭日に多い）に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の手扱いについての指導を強化する。

### 3 規制措置についての指導強化

市長は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

### 4 各種指導の徹底

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況の際の火入れ中止の指導等を徹底する。

## 第3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

---

### 1 林野火災対策用資機材の整備等

市は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる情報収集や空中消火等、補給基地の整備の促進を図る。

### 2 林野火災用空中消火資機材の操法訓練の実施

林野占有面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

## 第4 消防施設等の整備

---

林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域について、林野火災用の消防施設等の計画的整備に努める。

## 第7節 竜巻災害予防計画（総務部・消防本部）

近年全国で多発している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

### 第1 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気の状態が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「竜巻注意情報」を発表する。竜巻は発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、「竜巻注意情報」が発表されたときには、まず、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になるなど積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとることが必要である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

#### 1 住民への啓発

市及び消防機関は、気象庁の発表する「竜巻注意情報」を活用するとともに、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

#### 2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等、堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

#### 3 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

### 第2 防災機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、市及び消防機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

### 第3 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等、必要な対策をあらかじめ講ずる。

## 第8節 危険物施設等の対策（消防本部）

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

### 第1 危険物災害予防計画

#### 1 危険物製造所に対する指導

市は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

#### 2 危険物運搬車両に対する指導

市は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### 3 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、市は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

#### 4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期す。

##### (1) 火災、爆発の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### (2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定し管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### (3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

##### (4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と、市及び消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定める。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

## 5 化学車及び消防資機材の整備

市は必要に応じ、化学車及び消防資機材の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

参考資料 2-17 化学消火剤備蓄一覧

---

## 第2 毒物劇物災害予防計画

---

災害発生による毒物劇物の流出又は散逸等の不測の事態に備えて、市は県が行う毒物劇物に関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。なお、火災予防及び、消火活動に支障を生ずるおそれのある物質は消防法第9条3の規定によりその旨を消防機関に届け出るよう指導する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 毒物劇物の種類、数量
- (3) 関係者の情報

## 第9節 上・下水道施設災害の予防（上下水道局）

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場の浸水防止対策、耐震化・耐風化、停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

### 第1 上水道施設災害の予防

#### 1 施設の防災対策の強化

既設の基幹管路を耐震管路に更新し、各給水系統間を連結する配水幹線を整備するとともに、避難所や病院等、重要拠点に向けた水の確保を図る耐震管路を構築し、安心・安全な水道施設の整備を図る。また、給水系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等、システムのバックアップ機能の強化を推進する。

#### 2 沖縄県水道災害相互応援協定

県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備・点検するとともに、市が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

必要な資機材、人員を常に把握し、市管工事組合と資機材の優先確保、復旧工事応援協定を結び、災害時に迅速な対応が図れるよう連絡を密にし、体制の強化を図る。

### 第2 下水道施設災害の予防

#### 1 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新築・改築等においては、地震・津波、水害等の自然災害のリスクも考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化等により、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

#### 2 広域応援体制の整備

市は、県と協力し、広域応援体制の整備に努める。

## 第10節 ガス、電力施設災害の予防（消防本部）

### 第1 高圧ガス施設災害の予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は、県が行う高圧ガスに関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。なお、火災予防及び、消火活動に支障を生ずるおそれのある物質は消防法第9条3の規定によりその旨を消防機関に届け出るよう指導する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 高圧ガスの種類、数量
- (3) 関係者の情報

### 第2 電力施設災害の予防

「電気事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

#### (1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力株式会社は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

#### (2) 施設対策

実施主体である沖縄電力株式会社は、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、災害対策を円滑に推進するため、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

#### (3) 関係機関との連携

市及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

## 第11節 通信施設災害の予防（総務部）

### 第1 通信施設災害の予防

市、医療機関等は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期す。

#### 1 市における予防計画

##### (1) 災害用情報通信手段の確保

###### ア 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

###### イ 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

###### ウ 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

###### エ 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

###### オ その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

##### (2) 情報通信機器の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めることが必要であり、以下の対策を推進する。

###### ア 有線・無線による2ルート化

市は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、有線・無線による2ルート化を図る。



#### イ 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

#### (3) 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

#### (4) 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備する。

また、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を図ることについて十分考慮する。

## 2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

#### (1) 通信手段の確保

市及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保を図る。

#### (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

#### (3) 関係機関との連携

市及び電気通信事業者は、倒木等により、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

## 第2 通信・放送設備の優先利用等

### 1 優先利用の手続

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、N T T西日本沖縄支店、N T Tドコモ九州、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

### 2 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続の円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

## 第12節 不発弾等災害予防（総務部）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図る。

また、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

### 第1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下による。

#### 1 陸上で発見される不発弾等の処理

##### (1) 発見者の通報

発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、宜野湾警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

##### (2) 信管離脱作業前の事前措置

信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。

##### ア 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。

##### イ 立入の規制

避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

##### ウ 市現地災害対策本部の設置

市長を本部長とする市現地災害対策本部を設置する。

#### 2 海中で発見される不発弾の処理

##### (1) 発見者の通報

発見者から通報を受けた、那覇海上保安部、県、市又は港湾管理者は、海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

##### (2) 信管離脱作業前の事前措置

爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。

##### ア 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

##### イ 立入りの規制

危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。

##### ウ 市現地災害対策本部の設置

市長を本部長とする市現地災害対策本部を設置する。

## 第2 関係機関の協力体制の確立

---

市、国、県その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

## 第3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

---

### 1 講習会の開催

市、不発弾磁気探査事業者及び消防機関等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

### 2 広報活動の実施

住民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

## 第13節 火薬類災害予防計画（消防本部）

火薬類による災害の発生を防止するため、市は、県が行う火薬類に関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 火薬類の種類、数量
- (3) 関係者の情報

## 第14節 文化財災害の予防（教育委員会）

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、以下により災害予防の徹底を図る。

### 第1 文化財保護対策の努力

国、県及び市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

### 第2 災害予防の確立

市教育委員会は、管内文化財の防災計画の策定を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防対策を実施する。

### 第3 防災思想の啓発

県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。

### 第4 火気使用の制限

市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

### 第5 防災施設の設置

市は、防災施設の必要な市指定文化財について年次計画をもって完備を図るとともに、国・県指定文化財についても国・県補助をもって防災施設の設置を促進する。

### 第6 講習会の開催

県は、市文化財担当職員のために講習会を開催して、防災措置について指導する。

### 第7 倒壊・破損等の防止対策

地震や暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

### 第8 防災体制の確立

市及び県は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

参考資料 2-15 市内指定・登録文化財一覧

## 第15節 農地等災害予防及び防災営農の確立

(市民経済部)

農業災害予防のため、以下のとおり、農地農業用施設の保全及び防災営農を推進する。

### 第1 ため池等の整備事業

#### 1 土砂崩壊防止工事

農地及び農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

#### 2 老朽ため池等の整備工事

市に所在するかんがい用水ため池で、設置年次が古いことなどにより、堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

### 第2 農地保全整備事業

降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

### 第3 防災営農の確立

#### 1 指導体制の確立

農業に影響を与える各種災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、市は関係機関、団体との統一的な指導体制の確立を図る。

##### (1) 指導組織の統一並びに陣容の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

##### (2) 指導力の向上

各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

##### (3) 防災施設の拡充

各種の防災実証展示施設の拡充により、防災の普及・啓発を図る。

#### 2 営農方式の確立

市は、農業の諸問題等を踏まえ、防災営農技術の確立を図るよう県と連携を図る。

## 第16節 食料等の供給計画（市民経済部・上下水道局）

### 第1 食料

#### 1 災害対策用食料の備蓄

市は、地震・津波等による大規模災害時の最大避難者数の3日分程度の数量を目標に備蓄する。

#### 2 災害対策用食料の確保（流通在庫の利用）

市は、販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食料の調達に努める。

#### 3 要配慮者に配慮した食料の確保

市は、要配慮者に配慮した食料の確保に努める。

#### 4 個人備蓄の推進

市は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日以上、個人において備蓄しておくよう、住民に広報する。

### 第2 飲料水

#### 1 飲料水備蓄計画

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定される。

市は、断水に対処するため、地震・津波等による大規模災害時の最大避難者数の3日分（1日3L）程度を目標に、飲料水の備蓄を進める。

また、災害時には、市の管理する配水池において緊急遮断弁を用いて流出を防ぎ、災害対策用として確保する。

なお、市内にある水源地、井戸等をその地域の住民の協力を得て確保する。

#### 2 給水用資機材の整備

市は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進める。

### 第3 生活必需物資

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。

#### 1 備蓄物資の整備計画

市は、地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等、具体的な備蓄物資の整備計画を作成する。

## 2 備蓄物資の点検及び補充・整備

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資機材のうち、備蓄されたものについては、災害時に際してその機能を有効適切に発揮できるよう常時整備点検をする。

また、備蓄できないものについては、緊急に調達できるよう応急入手経路を定めるなど入手方法を確立する。

なお、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努める。備蓄物資には以下のようなものがある。

- (1) 流出危険防除資機材
- (2) 医薬品
- (3) 衛生材料
- (4) 救出救助機材
- (5) 生活必需物資

## 3 備蓄物資の確保（流通在庫の利用）

市は、物流業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ物資の調達に努める。

## 4 個人備蓄の推進

市は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において日頃から準備しておくよう、住民に広報する。



## 第17節 気象観測施設・体制の整備計画

(消防本部・総務部)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

市における観測施設の整備については、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

## 第18節 水防、消防及び救助用資機材等の整備計画 (建設部・消防本部・各公共施設管理者)

水防、消防、救助施設等の現況、管理及びその整備は、以下による。

### 第1 水防施設

水防法の規定により、知事及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫、水防機材等の水防施設を整備する。

### 第2 消防施設

市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関連法令等に基づき整備拡充する。

また、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、国庫補助、自己財源又は起債等を有効に活用し、整備促進を図るよう指導助言する。

### 第3 救助用資機材の整備等

大地震における倒壊家屋からの救助等においては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

なお、資機材等の点検整備は、災害応急対策を実施する機関が実施する。

(1) 防災行政用無線、携帯電話等

防災行政用無線、携帯電話等を気象警報等の伝達及び災害応急対策用として整備を図る。

(2) 資材、機材等

参考資料 2-13 消防用車両一覧

参考資料 2-14 特殊機械器具保有状況

### 第4 流出危険物防除資機材

市、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大を防止するため、以下の資機材等の整備を図る。

- 1 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 2 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 3 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 4 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

## 第19節 避難誘導等計画（全部署）

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等において、避難誘導、受入れに関する対策を確立する。

### 第1 避難体制の整備

#### 1 市の実施すべき対策

- (1) 指定避難所の選定
- (2) 指定避難所の開設及び運営方法の確立
- (3) 指定避難所の安全確保
- (4) 住民への周知
- (5) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
- (6) 避難指示等の基準の設定、国や県等に避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口・連絡方法等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人等、多様な社会に対応した避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

#### 2 社会福祉施設等の実施すべき対策

社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策は、以下のとおりである。

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導体制の整備

### 第2 避難場所の整備等

#### 1 指定避難所の指定、整備

市長は、災害時の避難に備え、災害対策基本法第49条の7の規定により、以下のとおり指定避難所を指定、整備する。

##### (1) 指定避難所の指定

市は、想定される被害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、以下の基準に適合する公共施設その他の施設（公・私立の学校、公民館等）を、あらかじめ当該施設の所有者または管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。なお、その指定においては、災害の特性を考慮するものとする。

■ 指定避難所の基準

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造・設備	耐震性・耐風性等を確保した構造、速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な設備を有すること。できるだけ炊き出し可能な設備を備えていること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定する。また、市内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定める。

(2) 要配慮者への対応（福祉避難所の指定）

市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて以下の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する（赤道老人福祉センターや福祉施設等を活用）。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置（バリアフリー仕様等）が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室等が可能な限り確保されること。

エ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者（身体、精神、知的、発達等あらゆる障がい者）等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制が整備されていること。

オ 妊婦や乳幼児養育世帯等も要配慮者であり、保育所等と協力しながら避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、安心して生活できる体制が整備されていること。

カ DV被害者やLGBT等も含めた要配慮者がプライバシーの保護をはじめとした、安心して避難所で生活できる体制が整備されていること。

(3) 指定避難所の変更

指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 指定避難所の取り消し

市は、当該指定避難所が廃止されたとき、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(5) 指定避難所の知事への通知及び公示

市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

参考資料 2-2 指定避難所一覧

参考資料 2-3 福祉避難所一覧

## 2 緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4の規定による緊急避難場所は本計画に定めるところによる。

### (1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、以下の災害ごとの条件に適合する場所又は施設を、あらかじめ当該場所等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

#### ■災害ごとの条件

災害の種類	条件
地震	新耐震基準に適合した建物
土砂	警戒区域外、危険箇所外
津波	津波浸水想定区域外

緊急避難場所は、上記の条件の他、以下の基準を満たすものとする。

- ア 周辺市街地大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- エ 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。

### (2) 指定緊急避難場所の変更

指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

### (3) 指定緊急避難場所の取り消し

市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたとき、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

### (4) 指定緊急避難場所の知事への通知及び公示

市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

#### 参考資料 2-1 指定緊急避難場所一覧

## 3 避難路の整備

災害発生時において安全に避難できるように避難路の整備を図る。避難路の選定基準は以下のとおりとする。

### (1) 避難路の距離

避難路と避難路の距離は、500mから1km間隔で選定し、格子状になるようにする。

### (2) 道路の幅員

道路の幅員が狭い道路は選ばないようにする。

#### 4 市長の危険区域における避難立退き先の指定

- (1) 危険予想区域の指定  
洪水、津波、高潮等による危険が予想される区域を指定する。
- (2) 緊急避難場所及び避難経路の指定  
それぞれの危険の予想される区域について、具体的に緊急避難場所及び避難経路を指定する。

### 第3 避難の受入れ及び情報提供活動関係

---

#### 1 避難指示等が発令された場合の避難行動

- (1) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。  
また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (4) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

## 第20節 交通確保・緊急輸送計画

(市民経済部・建設部)

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送手段の確保や輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

### 第1 交通規制計画の作成等

県は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、市は、県が実施する災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等に協力する。

### 第2 重要道路啓開及び漁港機能復旧のための体制整備

#### 1 道路

市は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を宜野湾警察署の協力を得ながら把握し、関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

#### 2 漁港

市は、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

### 第3 緊急輸送基地の選定及び整備

緊急輸送は、各主体がばらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整えた方が効果的である。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、被災の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備する。

また、孤立化した場合等に備え、県や他市町村との協力のもと、臨時ヘリポート等の確保に努める。

### 第4 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認が可能となる。そこで、緊急車両として使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

## 第5 運送事業者との連携確保

---

市は、県との連携のもと、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- 1 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- 2 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 3 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- 4 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 5 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

## 第6 緊急輸送関係

---

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、市、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

## 第7 生活道路等の通行可否の確認等

---

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。



## 第21節 要配慮者の安全確保

### (福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部)

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要となる。

特に避難行動要支援者については、事前の避難支援プランを策定するなど配慮するとともに、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険災害箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

#### 第1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るため、以下の防災対策を講じておく。

##### 1 防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

参考資料 2-19 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧

##### 2 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

##### 3 地域社会との連携

災害発生時の避難においては、施設職員だけでは対応が不十分な場合もあることから、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

#### 4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

#### 5 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品や非常用食料等の確保に努める。

### 第2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

---

不特定多数の者が利用する施設には、いわゆる要配慮者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、平常時から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

#### 1 施設設備の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設から避難できるよう、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

#### 2 施設、設備等の安全点検及び避難体制の整備

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるとともに、要配慮者に配慮した避難体制の整備に努める。

### 第3 在宅で介護を必要とする者の安全確保

---

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退による行動困難等、避難行動面での困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

#### 1 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

市は福祉推進部や健康推進部をはじめとする関係各部の連携の下、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している障がい者団体、福祉事業者、民生委員、自治会、社会福祉協議会等と協力して、避難行動要支援者名簿による情報の共有等、避難支援体制の整備を推進する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対

策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、宜野湾市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、沖縄県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、以下に示す計画内容等の詳細については、本計画の下位計画である「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」に別途定め、適宜、更新するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の対象者（掲載範囲）

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、掲載する対象者を明確にするため、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して属性等の要件を設定する。

なお、一般的に要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は以下のとおりである。

■要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

要配慮者	避難行動要支援者
ア 高齢者	ア 虚弱なひとり暮らしの高齢者
イ 障がい者	イ 寝たきりの高齢者
ウ 外国人	ウ 認知症の高齢者
エ 乳幼児	エ 障害程度区分 4 以上の認定を受けている人又は身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の交付を受けている者
オ 妊産婦	オ 療育手帳 A 判定の交付を受けている者
カ 医療機関で治療している方等	カ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
	キ 既に要配慮者名簿に登録されている者
	ク 上記以外で、現に避難支援等が必要とされる者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は以下のとおりとし、市関係各部より情報入手し、名簿を作成する。なお、市で把握していない情報については、県に対して、情報提供を求めるものとする。

名簿作成後も、適宜情報更新を行い、最新の状態に保つよう努める。

■ 避難行動要支援者名簿に記載する事項

記載事項	ア 掲載者の氏名 イ 性別 ウ 生年月日 エ 住所 オ 連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由、またはその等級や様態
------	---------------------------------------------------------------------------

(3) 避難行動要支援者名簿の提供及び情報共有

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下に示す避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供し情報共有する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合においては、提供しないものとする。

- (ア) 市関係各部
- (イ) 自治会、自主防災組織
- (ウ) 民生委員
- (エ) 消防団、警察
- (オ) 社会福祉協議会
- (カ) 福祉事業者、障がい者団体

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供するものとする。

(4) 避難支援等関係者の対応原則・安全確保

避難支援等関係者は、平常時から、名簿情報の公開に同意した避難行動要支援者について、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止措置

市は、避難行動要支援者名簿について情報漏えい防止対策の措置を講じるとともに、避難支援等関係者に対して個人情報の取り扱いについての教育・指導を実施する。市が講じる措置は以下のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止措置

情報漏えい防止対策	ア 避難行動要支援者名簿の安全管理に関する市の役割・責任 イ 避難行動要支援者名簿の管理者の設置（防災担当課長） ウ 避難行動要支援者名簿の取り扱いにおける作業責任者の設置（防災担当職員） エ 避難行動要支援者名簿に関わる部署の役割と責任の明確化 オ 避難行動要支援者名簿の提供についての状況把握
避難支援等関係者に対する措置	ア 避難支援等関係者に対する教育・指導の実施

(6) 個別計画の策定

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、緊急避難場所・避難所、避難経路等、具体的な避難方法等について個別計画を策定するよう努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、老人福祉センターや福祉施設等の施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、要配慮者の状態に応じて安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また平常時から対策を講じておくこと。
- イ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

(2) 地域住民に対する普及・啓発

- ア 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備すること。
- イ 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

3 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

4 通院・入院患者に災害時に必要な医療情報の保持

医療機関で治療している方は、普段から災害時に避難所生活を送る際に特に必要な医療情報を自己申告できるようまとめておくことを周知しておく。

各家庭で上記の医療情報が記載されている書類を含めた防災キットの準備を徹底周知する。

## 第4 観光客・旅行者の安全確保

---

市、旅館、ホテル及び観光施設等の管理者は、観光地をかかえる市の特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

### 1 避難標識等の整備、普及

市は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害時の避難行動や緊急避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

### 2 観光客、宿泊客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど観光客、宿泊客等の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となるよう平常時から食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

## 第5 外国人の安全確保

---

市は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

また国は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

### 1 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し外国人に配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

### 2 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

## 第22節 防災知識普及・啓発

(総務部・建設部・消防本部・教育委員会)

市及び防災関係機関の職員並びに住民等に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施する。

### 第1 職員に対する防災教育

#### 1 防災機関職員の教育

防災関係機関は防災に関し、その所属職員の教育を計画的に実施する。

#### 2 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育の他、市において実施する一般教育と、施設管理者の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とする。

なお、市における一般教育については、消防職員及び消防団員の立場ごとに各々所要の教育計画を定めて実施する。

### 第2 防災上重要な施設の管理者への教育

#### 1 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき防火管理講習を年1回以上実施し、防火管理体制の強化拡充を図る。実施時期については各種職域の人事異動期の時期を目標にする。

#### 2 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて、火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策の万全を期す。

### 第3 住民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において以下の方法により行うほか、適宜、関係機関の協力を得て行う。

#### 1 火災予防週間、防災週間における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及・啓発を図る。

#### 2 新聞、ラジオ、テレビその他一般広報紙等による普及

- (1) ラジオ、テレビ等の放送による普及
- (2) 新聞による普及

- (3) 市報ぎのわん、その他の刊行物による普及
- (4) 映画・ビデオ及びスライドの活用
- (5) 展示会及び講習会の開催
- (6) 地域別説明会
- (7) 市ホームページによる普及
- (8) その他の方法による普及

### 3 実施内容

- (1) 一般的防災知識
- (2) 災害時の危険箇所
- (3) 避難場所の設定及び利用方法
- (4) 住民の防災協力事項
- (5) 防災気象情報に関する事項

### 4 河川愛護運動における防災知識の普及

市は、河川保護事業を実施し、また、ポスター等を作成して一般への河川愛護思想の普及を図る。

### 5 海上災害に対する防災思想の普及等

市は、機会あるごとに海上防災思想の普及に努める。

また、海洋汚染事案への対応を迅速かつ的確に実施するため、指定海上防災機関の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

### 6 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

#### (1) 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

#### (2) 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として実施する研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

### 7 要配慮者への配慮に関する知識の普及等

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。



## 第23節 防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）

災害時に迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策をとることが被害を最小限に軽減するために重要であることから、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 第1 防災訓練（職員参集訓練等）

#### 1 総合防災訓練等

市は、県の実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

また、市が実施する総合防災訓練等において、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識・修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図る。

なお、訓練の種目はおおむね以下のとおりである。訓練の実施にあたっては、様々な災害の状況、規模、発生時刻等の設定状況を設け、初動体制、連絡体制、通信体制等の確認を行う。

- (1) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (2) 水防訓練
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 炊き出し訓練
- (5) 感染症対策訓練
- (6) 輸送訓練
- (7) 通信訓練
- (8) 流出油等の防除訓練
- (9) 広域応援要請訓練（情報収集伝達訓練）
- (10) その他必要な訓練（職員動員配備訓練、災害対策本部運用訓練、物資調達訓練、災害ボランティア活動訓練）

#### 2 職員参集訓練

初動期の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

なお、参集にあたっては、自転車、バイク等の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

#### 3 訓練後の評価・検証

訓練実施後に、評価・検証を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

## 第2 非常通信訓練

---

災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づいた訓練、及び市で計画する非常通信訓練を実施する。

## 第3 消防訓練

---

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、市及び地区単位に、総合演習、消防ポンプ操法訓練等を実施する。

## 第24節 自主防災組織育成（総務部・消防本部）

災害への対応力を強化するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連携して自主防災組織を結成し、平常時から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、地域住民等による自主防災組織の組織化を積極的に推進し、その育成強化を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

### 第1 自主防災組織整備計画の策定

自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導・支援方針等を具体的に明らかにする。

### 第2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上、自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等の資料の作成・周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

### 第3 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、市と住民との協議のうえ設置する。

#### 1 規模

住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

#### 2 地域

住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### 第4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、以下のような方法により組織づくりをする。

#### 1 自治組織の活動への防災活動の組入れ

自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

#### 2 防災活動を行っている組織の充実強化

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

### 3 地域で活動している組織の活用

女性団体、青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

## 第5 活動計画の制定

---

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を作成する。

## 第6 活動

---

### 1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の備蓄
- (4) 防災リーダーの育成
- (5) 要配慮者の情報把握

### 2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集、伝達
- (2) 責任者等による要配慮者に配慮した避難誘導
- (3) 出火防止
- (4) 救出救護
- (5) 給食給水

## 第7 資機材の整備

---

市は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

## 第8 活動拠点整備

---

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

## 第9 防災士への支援

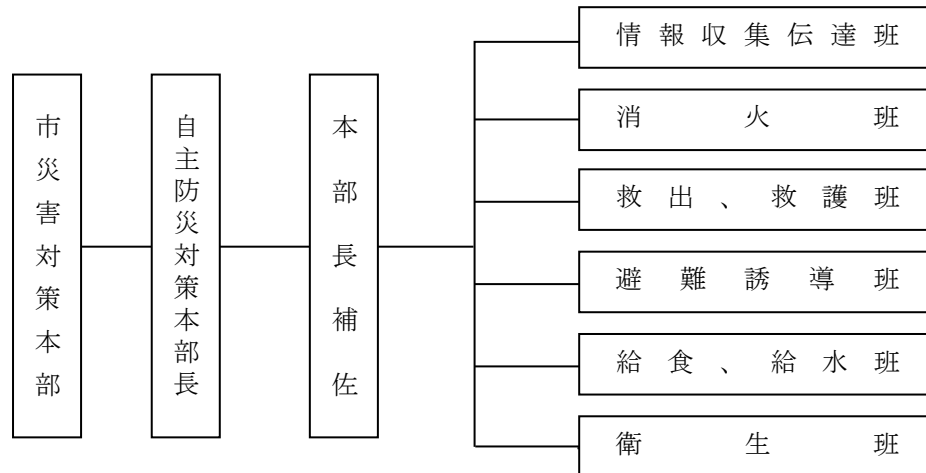
---

市は、防災士の継続的な技術研鑽について、必要な支援を行う。

## 第10 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、おおむね以下のとおりの組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて作成する。

### ■自主防災組織



### ■自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の普及に関すること。</li> <li>2 情報収集伝達訓練の計画、実施</li> <li>3 必要資機材の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>2 指揮、命令等の伝達</li> <li>3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること。</li> </ol>
消火班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関すること。</li> <li>2 消火訓練の計画、実施</li> <li>3 必要資機材の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火防止と初期消火に関すること。</li> </ol>
救出、救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関すること。</li> <li>2 救出、救護訓練計画、実施</li> <li>3 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 負傷者の救出及び搬送</li> <li>2 負傷者の応急手当</li> <li>3 仮設救護所の設置</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の安全点検に関すること。</li> <li>2 避難路、緊急避難場所・避難所の設定訓練</li> <li>3 必要資機材の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全な避難誘導に関すること。</li> <li>2 緊急避難場所・避難所の設定</li> </ol>
給食、給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 井戸の現状把握に関すること。</li> <li>2 給食、給水訓練の計画、実施</li> <li>3 必要資機材の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 炊き出しに関すること。</li> <li>2 食料、飲料水、生活必需品等の配分に関すること。</li> <li>3 ろ水機の運用に関すること。</li> </ol>
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生処理訓練の計画実施</li> <li>2 必要資機材の整備点検</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設トイレに関すること。</li> <li>2 ごみ処理及び消毒に関すること。</li> </ol>

参考資料 2-7 自主防災組織

## 第25節 災害ボランティア活動環境の整備

(福祉推進部・健康推進部・教育委員会)

大規模災害時には、行政機関とボランティアが、如何に協力し活動するかが、その後の救援・復興を左右することが阪神・淡路大震災や東日本大震災で証明された。

そのため、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業が普段から取り組むべき計画等を記載する。

### 第1 ボランティア意識の醸成

#### 1 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

#### 2 生涯学習を通じての取り組み

市及び社会福祉協議会は、県と連携して、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

### 第2 ボランティアの育成等

#### 1 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

##### ■地域ボランティアの役割（初動期）

- 被災地外ボランティアの現地誘導
- ボランティアの受付
- ボランティア組織形成の支援

#### 2 専門ボランティアの登録等

##### (1) 専門的な資格や技能を有する者の登録及び把握

市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

##### (2) 研修、訓練の実施

市は、登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等を行う。

#### 3 ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部、県及び市の社会福祉協議会と連携し、災害時にボラ

ンティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 第3 ボランティア支援対策

---

#### 1 受付場所、活動拠点についての検討

市は、県及び県社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備・指定しておく。

#### 2 初動期のボランティア活動の迅速化

市は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

#### 3 活動の支援

市は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援する。

また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

#### 4 金銭面の支援の検討

市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担等の支援を検討する。

#### 5 清掃等への協力

市、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、要配慮者世帯の清掃等への協力を求める。

## 第26節 基地災害予防計画（基地政策部）

### 第1 現況

#### 1 普天間飛行場の立地による影響

宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場は、市域面積の約24.0%を占めており、飛行場周辺は密集した住宅地域となっていることから、航空機騒音、雨水排水被害、道路交通網の遮断による経済的損失、都市開発等、地域振興上の問題が生じている。

#### 2 航空機等墜落事故等の発生

昭和47年12月4日沖縄国際大学の校舎建設現場におけるOV-10ブロンコ観測機からの燃料タンク墜落事故、昭和55年10月2日のOV-10ブロンコ観測機の滑走路における墜落事故（乗員1名死亡）等、この施設に所属する航空機等の墜落事故等の発生は、復帰以降、令和3年1月末現在で、150件（年平均3回）となっている。

最近では、平成16年8月13日に、沖縄国際大学構内第1号館においてCH-53D大型輸送ヘリ1機が墜落し、民間人に負傷者はなかったものの、乗組員3人のうち1人が重傷、2人が軽傷を負う事故があった。この事故では、大学本館が使用不能となったほか、我如古公民館近くに尾翼ローターが落下するなど周辺地域に機体等が散乱し、周辺民家29戸、車両33台が損傷し、地域住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症するなど強い不安と衝撃を与えた。

平成29年12月には、普天間第二小学校のグラウンドに米軍CH-53Eヘリの窓が落下し、ヘリからの落下物を想定した避難訓練を実施するなど、児童をはじめ市民の不安がなくなることはない。

#### 3 燃料漏れ事故等の懸念

水を通しやすい琉球石灰岩台地が広がる普天間飛行場周辺では湧き水を利用した大山の田芋栽培が行われているが、高台に位置する同飛行場で燃料漏れ等の事故が発生した場合、これら田芋畑への流出が懸念される。

また、地震等による大規模災害が発生した場合、基地施設内の危険物に被害が及ぶと、災害規模は空前絶後の大惨事となり得る。

令和2年4月には普天間飛行場においてPFOSを含む泡消火剤が基地外へ漏出し、大量の泡が市街地に飛散するなどの事故が発生し、住民生活へ大きな影響を与えた。



## 第2 基地災害予防対策

基地災害に対する予防対策として、これまでに日米間で合意した協定等を遵守するよう所轄管理者の責任を強く要請するとともに、住民地域への被害防止と災害・事故等の発生時における応急対策が的確に実施できるよう万全の体制を構築する。

### ■市内の米軍施設

施設名	総面積 (km <sup>2</sup> )	市域 (km <sup>2</sup> )	管理部隊
F A C 6 0 4 4 キャンプ瑞慶覧	5.341	1.062	海兵隊キャンプ・バトラー 基地司令部
F A C 6 0 5 1 普天間飛行場	4.759	4.759	海兵隊キャンプ・バトラー 基地司令部
F A C 6 0 7 6 陸軍貯油施設	0.001	0.001	米陸軍トリステーション 基地管理本部

令和2年3月末現在